

「逗子文化プラザホール指定管理者募集要項」の一部訂正について

3ページの「6 指定管理者が行う業務の範囲」について、次のとおり訂正します。

## (訂正前)

### 6 指定管理者が行う業務の範囲

以下に掲げる業務を行います。~~(1)及び(4)は業務の委託を禁止します。~~

(ホールにおいて実施する業務)

- (1) 文化芸術に関する公演、講座、館外活動等のための企画及び実施
- (2) 文化芸術に関する公演等のための施設の提供
- (3) 文化芸術活動に関する情報の収集、提供その他支援
- (4) ホールの施設、附帯施設等の使用の許可等に関する業務
- (5) その他ホールの設置目的を達成するために必要な事業又はホールの運営に関して市長が必要があると認める業務

(文化プラザにおいて実施する業務)

- (1) 文化プラザの維持管理に関する業務

## (訂正後)

### 6 指定管理者が行う業務の範囲

以下に掲げる業務を行います。

(ホールにおいて実施する業務) ※(1)及び(4)は業務の委託を禁止します。

- (1) 文化芸術に関する公演、講座、館外活動等のための企画及び実施
- (2) 文化芸術に関する公演等のための施設の提供
- (3) 文化芸術活動に関する情報の収集、提供その他支援
- (4) ホールの施設、附帯施設等の使用の許可等に関する業務
- (5) その他ホールの設置目的を達成するために必要な事業又はホールの運営に関して市長が必要があると認める業務

(文化プラザにおいて実施する業務)

- (1) 文化プラザの維持管理に関する業務